

令和 6 年度

第 2 5 回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和 7 年 3 月 2 5 日 (火)
開会 1 5 時 0 5 分 閉会 1 6 時 2 8 分

場 所 教育委員会

令和 6 年度
第 25 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第 1 号議案 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について
- 第 2 号議案 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正について
- 第 3 号議案 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正について（3/31 公布分）
- 第 4 号議案 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正について（3/25 公布分）
- 第 5 号議案 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について
- 第 6 号議案 大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について
- 第 7 号議案 教職員の懲戒処分について
- 第 8 号議案 教職員の懲戒処分について
- 第 9 号議案 令和 7 年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について

(2) 報 告

- ① 教育 DX 推進プラン 2025 について
- ② 令和 8 年度県立高等学校入学者選抜の日程等について
- ③ 令和 8 年度県立特別支援学校高等部・専攻科及び高等特別支援学校入学者選考の日程について

(3) 協 議

- ① 令和 8 年度（令和 7 年度実施）教員採用選考試験実施要項（案）について

【内 容】

1 出席者

教育長	山 田 雅 文
委 員（教育長職務代理者）	高 橋 幹 雄
委 員	鈴 木 恵
委 員	岡 田 豊 弘
委 員	藤 田 敦
事務局 教育次長兼福利課長	大 和 孝 司
教育次長	山 田 誠 司
教育次長	武 野 太 平
教育改革・企画課長	鈴 木 耕 平
教育デジタル改革室	内 田 潔
教育人事課長	吉 雄 幸 平
義務教育課長兼幼児教育センター所長	小 野 勇 一
特別支援教育課長	坂 本 忠 史
高校教育課長	小 野 和 正
教育人事課 主幹（総括）	田 中 秀 昭
教育人事課 主幹（総括）兼管理主事	御 手 洗 信
教育人事課 副主幹兼管理主事	吉 住 聡
教育改革・企画課 総務企画監	角 渕 達 彦
教育改革・企画課 課長補佐（総括）	新 貝 隆
教育改革・企画課 主査	久 知 良 周 平
教育改革・企画課 主査	穴 見 ひ と み

2 傍聴人

4 名

開会・点呼

(山田教育長)

委員の出席確認をいたします。
本日は、岩武委員が欠席です。

(山田教育長)

ただ今から令和6年度第25回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(山田教育長)

議事録の署名については、岡田委員にお願いします。

会期の決定

(山田教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は16時10分を予定していますので、よろしくお願いします。

議 事

(山田教育長)

始めに、会議は原則として公開することとなっていますが、第7号・8号・9号議案及び協議第1号は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第7号・8号・9号議案及び協議第1号は非公開といたします。

(山田教育長)

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行

います。

【議 案】

第 1 号議案 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について

(2 課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(山田教育長)

まず、第 1 号議案「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について」教育人事課長から説明をしてください。

(吉雄教育人事課長)

資料の 1 ページをご覧ください。第 1 号議案「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則」の一部改正について説明します。

説明は 7 ページの資料で行います。

今回の改正は、仕事と生活の両立支援のため、休暇制度に関する規定の改正を行うものです。改正内容の主なものは、3 (1) 休暇制度に関する規定の改正ですが、①家族の看護休暇の取得対象に、子の入園、卒園などの式典に参加する場合を加えます。

また、②新たに小学校入学から 3 年生までの子を持つ職員が取得可能な「子育て部分休暇」を無給の休暇として設けることとし、本規程で取得可能な時間を育児休業法に基づく部分休業と同様に始業又は終業の時間から連続した 2 時間の範囲で取得できるなどと定めます。

さらに、3 (2) 学校現場に育児、介護のための時差通勤を導入するにあたり規程の整備を行うものです。

施行期日は、令和 7 年 3 月 31 日に公布し、4 月 1 日施行としています。
以上です。ご審議をお願いします。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

(山田教育長)

それでは、第 1 号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第1号議案については、提案のとおり承認します。

第2号議案 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(山田教育長)

次に、第2号議案「大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正について」教育人事課長から説明をしてください。

(吉雄教育人事課長)

資料の8ページをご覧ください。説明は20ページの資料で行います。

こちらの規程は正規職員の産休や病休などの際に任用する臨時的任用職員の勤務条件等を定めたもので、正規職員と同様に、休暇制度の改正です。

改正内容の主なものは、3(1)休暇制度に関する規定の改正ですが、①子の看護休暇や出産補助休暇などはこれまで任用期間が6月以上などの取得要件がありましたが、取得要件を撤廃し、任用期間にかかわらず取得可能とします。

また、②病気休暇について、学校職員は昨年4月の改正で既に有給としていたところですが、学校職員以外も有給の休暇に改めます

さらに、③子の看護休暇を正規職員と同様に家族の看護休暇に改め、看護対象を拡大するほか、子の入園・卒園の式典等への参加も休暇の対象とします。加えて、正規職員と同様に④子育て部分休暇を新設し、取得できるよう定めます。

施行期日は、令和7年3月31日に公布し、4月1日に施行としています。
以上です。ご審議のほどお願いします。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(鈴木委員)

非常に良い改正だと思います。子育て期間は、正規ではなく臨時で働きたいという方も多いと思いますし、子育て期間中は子の病気などで月の半分くらい勤務できないといったケースもあります。できれば臨時講師として働こうとしている方に向けて、ホームページなどで分かりやすく広報していただければと思います。

(高橋委員)

臨時について、子の看護休暇を家族の看護休暇に改めたのはとても良い改正だ

と思います。子育てや介護と仕事の両立が必要な中、良い方への改正は積極的に行ってほしいと思います。

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第2号議案については、提案のとおり承認します。

第3号議案 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(山田教育長)

次に、第3号議案「大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正について(3/31公布分)」教育人事課長から説明をしてください。

(吉雄教育人事課長)

資料の22ページをご覧ください。「大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正」(3/31公布分)についてです。

説明は33ページの資料で行います。

こちらの規定は年度ごとに任用する会計年度任用職員の勤務条件等について定めたもので、1号議案、2号議案と続いて、休暇制度の改正です。

改正内容の主なものは、3(1)休暇制度に関する規定の改正の①子の看護休暇などの取得要件についてですが、臨時職員と同様に取得要件を撤廃し、任用期間にかかわらず取得可能とします。

また、②病気休暇も同様に有給の休暇に改めるとともに、③子の看護休暇の対象となる子の年齢の上限を引き上げ、子の入園・卒園等の式典への参加も休暇の対象とします。

施行期日は、第2号議案と同様、令和7年3月31日に公布し、4月1日に施行としています。

以上です。ご審議のほどお願いします。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

(山田教育長)

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第3号議案については、提案のとおり承認します。

第4号議案 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正について(3/25 公布分)

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(山田教育長)

次に、第4号議案「大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正について(3/25 公布分)」教育人事課長から説明をしてください。

(吉雄教育人事課長)

資料の35ページをご覧ください。

「大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正」(3/25 公布分)についてです。説明は37ページの資料で行います。

この改正は、会計年度任用職員の人材確保のため、公募によらず、同一の者を5年を超えて引き続き任用することを可能にするとともに、当該任用を行うための要件を定めるものです。再度の任用の上限の見直しの改正については、現在任用されている方にも適用させるため別議案としています。

公募によらない再度の任用の上限の見直しについては、会計年度任用職員が職務に高い適性を有している等の要件を満たす場合には、これまで5年までとしていた再度の任用を6年目以降も可能とするよう改めるものです。

施行期日は、本日の教育委員会で議決いただけたら速やかに公布し施行したいと考えております。

以上です。ご審議のほどお願いします。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

(山田教育長)

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第4号議案については、提案のとおり承認します。

第5号議案 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(山田教育長)

次に、第5号議案「技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について」教育人事課長から説明をしてください。

(吉雄教育人事課長)

第5号議案「技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正」について説明します。

資料47ページの改正概要をご覧ください。

2の改正内容について、技能労務職員に適用する給料表は、行政職給料表を基に作成しています。

人事委員会勧告をふまえ、「職員の給与に関する条例」の行政職給料表が改正され、一部の職務級における号給の最低水準を引き上げ、職責重視の給与体系への見直しが行われたことから、技能労務職給料表につきましても、これに準じて改正するものです。

施行期日につきましては令和7年4月1日となっています。

なお、この改正は、知事部局の取扱いに準じて行うものです。

以上、ご審議のほどお願いします。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

(山田教育長)

それでは、第5号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第5号議案については、提案のとおり承認します。

第6号議案 大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

(1課〔教育改革・企画課〕入室)

(山田教育長)

次に、第6号議案「大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について」教育改革・企画課長から説明をしてください。

(鈴木教育改革・企画課長)

第6号議案「大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について」説明します。本議案は、1月第2回の教育委員会会議で承認を受けた来年度の組織改正等に伴うものです。

48ページから53ページが議案書となっていますが、説明は54ページの資料で行います。なお、55ページから72ページには新旧対照表、73ページには、先に承認を受けた組織改正の概要をつけていますので、適宜ご参照ください。

「1 改正を行う規則」について、大分県教育委員会行政組織規則をはじめ、6つの規則が改正対象となっています。

主な改正については、3に記載していますが、令和7年4月1日付けの組織改正により、教育DX推進課及びその地方機関としての遠隔教育配信センターの新設、義務教育課における夜間中学開校準備班の新設、そして、体育保健課の全国高校総体推進班の廃止を行うこととしております。このため、(1)の大分県教育委員会行政組織規則をはじめ、示している6つの規則において、所要の改正を行うものです。

このほか、(1)の大分県教育委員会行政組織規則においては、奨学金事務に係る事務分掌の整理のほか、2月の教育委員会会議で教育人事課長から説明した「大分県教育職員免許状再授与審査会」の新設に係る規定の整備などを行うものです。

施行期日は、令和7年4月1日を予定しています。ご審議のほど、お願いします。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

(山田教育長)

それでは、第6号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第6号議案については、提案のとおり承認します。

【報 告】

① 教育 DX 推進プラン 2025 について

(2 課〔教育改革・企画課、教育デジタル改革室〕入室)

(山田教育長)

次に、報告第1号「教育 DX 推進プラン 2025 について」教育デジタル改革室長から説明をしてください。

(内田教育デジタル改革室長)

今年度、策定作業を進めてきた「教育 DX 推進プラン 2025」について報告します。

このプランは、子どもたちがデジタル技術を活用して、多様な可能性を切り拓いていくことを目指し、大分県長期教育計画の策定に合わせ、教育 DX を推進していく具体的な方針と取組の方向性を示したものです。プランの期間は3年間です。新たな教育情報化を推進するものとして、「教育 DX 推進プラン 2025」の名称にしています。

資料の77ページをご覧ください。資料1に、これまでの経緯等を示しています。ページの中ほどにある、このプランの目的は、『変化の激しい社会において、デジタル技術を適切かつ主体的に活用し、多様な可能性を切り拓く子どもたちの育成』としています。

教育長計にある『「リアル×デジタル」の最適な組み合わせ』を目指し、対面授業や体験活動での「リアル」な体験と、1人1台端末や AI などでの「デジタル」の活用をバランスよく組み合わせ、教育効果を高めます。

また、ページ下段、「教育 DX に向けた4つの方針」は、「子どもたちの情報

活用能力の向上」「教員の ICT 活用指導力の向上」「教育の情報基盤の整備」「教育の情報化に向けた体制整備」としています。

資料の 79 ページ、資料 2 をご覧ください。これはプランの概要版となるリーフレットです。これまでのプランとの大きな違いは先端技術「AI」の活用や、「データ（教育データ）の利活用」等になりますが、教育の DX を推進し、学校教育の変革を目指していくことになります。各基本方針に、AI やデータ、教育データの利活用を取り入れてあります。

資料の 80 ページから（資料 3）がプランの本体、本文です。

資料 81 ページにありますように、このプラン 2025 は、2 章構成としています。第 1 章では、学校教育の情報化に関する国の動向と本県におけるこれまでの取組と課題をまとめています。第 2 章では、4 つの基本方針に沿った「取組の方向性」を掲げています。また「毎年度の取組」を紹介するため、二次元コードを記載し、最新の情報が閲覧できる仕組みとしています。加えて、基本方針ごとに、目標指標を記載しています。

また本プランは、パブリックコメントを令和 7 年 1 月 22 日から 2 月 21 日に実施し、20 件の意見をいただいています。意見を受け、先ほどの概要版を含め、本文にも追記等を行っています。

資料の 92 ページをご覧ください。取組の方向性をわかりやすくするために、本文の 12 ページには、リアル×デジタルの具体的なイメージを記載しています。

資料 94 ページ（本文 14 ページ）をご覧ください。「大分県版教育 DX イメージ」を追記し、教育 DX の推進の 3 ステップを具体的に示しました。

教育 DX の推進において、現状、各学校に差がありますが、プラン 2025 の今後の推進については、全体として第 2 段階を目指していくことになります。

なお、本プランについては、3 月 27 日に、ホームページに公開する予定です。報告は以上です。

（山田教育長）

ご質問・ご意見はありませんか。

（高橋委員）

SDGs の観点から、紙媒体をやめていくことは大事ですが、デメリットはありますか。

（内田教育デジタル改革室長）

紙媒体に慣れており、紙のほうが理解しやすいという声もあります。

（高橋委員）

60 歳以上の方は QR コードを読み取れない人もいます。スマートフォンやタブレットが全てではない、ということを伝えてほしいです。

(鈴木委員)

子どもたちの方が ICT を使いこなしていて、柔軟だと思います。先生方がまだ使いこなしていないという状況もあるため、学校の仕組みを変えていく工夫が必要だと思います。

もうしばらくの間、先生方の支援をお願いします。

(藤田委員)

教育データの利活用とはどんなデータを指すのですか。

(内田教育デジタル改革室長)

子どもの成績や生活にかかわるデータ等です。

(藤田委員)

個人情報のため難しいかもしれませんが、多様なデータを結び付けられるシステムを構築してほしいです。

(内田教育デジタル改革室長)

ダッシュボード（集約したデータの可視化ツール）のような仕組みを検討していきますが、その際、データ利活用の目的を明確にする必要もあります。

② 令和 8 年度県立高等学校入学者選抜の日程等について

（2 課〔教育改革・企画課、高校教育課〕入室）

(山田教育長)

次に、報告第 2 号「令和 8 年度県立高等学校入学者選抜の日程等について」高校教育課長から説明をしてください。

(小野高校教育課長)

「令和 8 年度大分県立高等学校入学者選抜の日程等」について、報告します。資料は 103 ページです。

まず、この県立高校の入試日程は、例年 5 月の教育委員会会議で報告していましたが、年度内に次年度の高校入試日程を発表することで、受験者及び中学校が高校入試に向けた取組や準備を早期に始めることができるということ、また、そのような声があったため、今年度から発表時期を変更しました。

103 ページの資料は、来年度実施する令和 8 年度県立高校の入試日程です。全日制、定時制ともに、太字で記載しているように、推薦入学者選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜及び帰国・外国人生徒特別入学者選抜の検査日を 2 月 3 日（火）・4 日（水）とし、第一次入学者選抜の検査日を 3 月 10 日（火）・11 日（水）、第二次入学者選抜の検査日を 3 月 18 日（水）として出願期間

や合格者発表日などを定めています。
報告は以上です。

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(鈴木委員)

高校受験にあたって、早く教えてもらえると心の準備ができるため、ありがたいと思います。

③ 令和８年度県立特別支援学校高等部・専攻科及び高等特別支援学校入学者選考の日程について

(２課〔教育改革・企画課、特別支援教育課〕入室)

(山田教育長)

次に、報告第３号「令和８年度県立特別支援学校高等部・専攻科及び高等特別支援学校入学者選考の日程について」特別支援教育課長から説明をしてください。

(坂本特別支援教育課長)

令和８年度県立特別支援学校高等部・専攻科及び高等特別支援学校の入学者選考日程について、説明します。

資料の１０４ページをご覧ください。この表は、高等特別支援学校以外の大分県立特別支援学校高等部・専攻科の令和８年度入学者選考に係る日程を示したものです。

高等特別支援学校以外の県立特別支援学校高等部・専攻科の入学者選考は、県立高等学校の第一次入学者選抜及び第二次入学者選抜と同じ日程で行っています。したがって、令和８年度についても、県立高等学校の入学者選抜と同じ日程ですすめるように計画しました。

主な日程について、第一次選考日は 令和８年３月１０日（火）、合格発表日は ３月１２日（木）、第二次選考日は 令和８年３月１８日（水）、合格発表日が ３月１９日（木）です。

次に資料の１０５ページをご覧ください。この表は、令和８年度県立高等特別支援学校の入学者選考に係る日程を示したものです。

第一次選考日については県立高等学校、私立高等学校、他の県立特別支援学校高等部等との併願を考慮し、これらの学校の入学者選考に先行して令和７年１２月９日（火）に実施、合格発表日は１２月１５日（月）です。第二次選考日は令和８年２月３日（火）、合格発表は２月５日（木）です。

説明は以上です。

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

(山田教育長)

先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かありますか。

(山田教育長)

では、非公開の議事を行いますので、傍聴人は退出してください。

【議 案】

第7号議案 教職員の懲戒処分について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(山田教育長)

まず、第7号議案「教職員の懲戒処分について」教育人事課長から説明をしてください。

(説明)

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(山田教育長)

他にありませんか。
それでは、第7号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第7号議案については、提案のとおり承認します。

第8号議案 教職員の懲戒処分について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(山田教育長)

次に、第8号議案「教職員の懲戒処分について」教育人事課長から説明をしてください。

(説明)

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(山田教育長)

他にありませんか。
それでは、第8号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第8号議案については、提案のとおり承認します。

第9号議案 令和7年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について

(2課〔教育改革・企画課、義務教育課〕入室)

(山田教育長)

次に、第9号議案「令和7年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について」義務教育課長から説明をしてください。

(説明)

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第9号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第9号議案については、提案のとおり承認します。

【協 議】

① 令和8年度（令和7年度実施）教員採用選考試験実施要項（案）について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(山田教育長)

次に、協議第1号「令和8年度（令和7年度実施）教員採用選考試験実施要項（案）について」教育人事課長から説明をしてください。

(説明)

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(山田教育長)

それでは、今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めてまいります。

(山田教育長)

最後にその他、何かありますか。

それでは、これで令和6年度第25回教育委員会会議を閉会します。

ありがとうございました。